

吉賀町ブランドロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉賀町のブランド化を推進するためのブランドロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、吉賀町ブランドロゴマークとは、別に定める吉賀町ブランドロゴマーク使用マニュアルのとおりとする。

(権利)

第3条 吉賀町ブランドロゴマークに関する一切の権利は、吉賀町に属する。

(使用承認)

第4条 吉賀町ブランドロゴマークを使用とする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国及び地方公共団体がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、町長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合。
- (5) 団体と吉賀町が共同主催者として行う事業又は吉賀町が実行委員会の構成員として参加する事業に使用するとき。
- (6) その他町長が使用を適当と認めたとき。

(使用承認申請)

第5条 申請者は、吉賀町ブランドロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(使用承認決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別紙承認基準を満たす場合、使用を承認するものとする。

2 町長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、吉賀町ブランド統一ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件を付すことができる。

4 第2項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用承認に係る物件の完成画像又は写真を速やかに町長に提出しなければならない。

（使用料）

第7条 吉賀町ブランドロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間等）

第8条 吉賀町ブランドロゴマークを使用できる期間は、使用を承認した日から起算して3年を限度とする。

2 使用者は、使用承認の期間満了後において、引き続き吉賀町ブランドロゴマークを使用しようとするときは、更新の申請をしなければならない。

3 前項の更新の手続については、第5条及び第6条の規定を準用する。

（承認内容の変更）

第9条 使用者（前条第3項において準用する場合を含む。）は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ吉賀町ブランドロゴマーク使用変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、吉賀町ブランドロゴマーク使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者（前条第2項の規定により変更の承認を受けた使用者を含む。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）吉賀町ブランドロゴマークの使用は、使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

（2）別に定める吉賀町ブランドロゴマーク使用マニュアルを遵守すること。

（3）吉賀町ブランドロゴマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（4）意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（5）その他町長が必要と認める事項を遵守すること。

（使用承認の取消し）

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用者に対し必要に応じて口頭若しくは書面により是正を指示し、又は使用承認を取消することができる。

(1) この要綱若しくは第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、吉賀町ブランドロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取消しされた者は、前項の通知があった日以後、該当使用承認に係る物件を使用してはならない。

(免責)

第12条 町長は、使用者が吉賀町ブランドロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 町長は、前条第1項の規定により使用承認を取消した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責任を一切負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、吉賀町ブランドロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別紙承認基準

次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可する。

- (1) 吉賀町を広くPRしようとするもの
- (2) 吉賀町のイメージアップを図るもの
- (3) 町民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- (4) 産品・商品に使用する場合は、原則として吉賀町内の事業所で製造される商品並びに吉賀町内で収穫される産品

次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 吉賀町の品位を傷つけ、又は信用を失墜するおそれがあるとき。
- (6) 吉賀町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関連し、又はこれらの利益につながるおそれがあるとき。
- (7) その他使用することが不適當であると町長が認めたとき。